

意見陳述

2012年8月6日

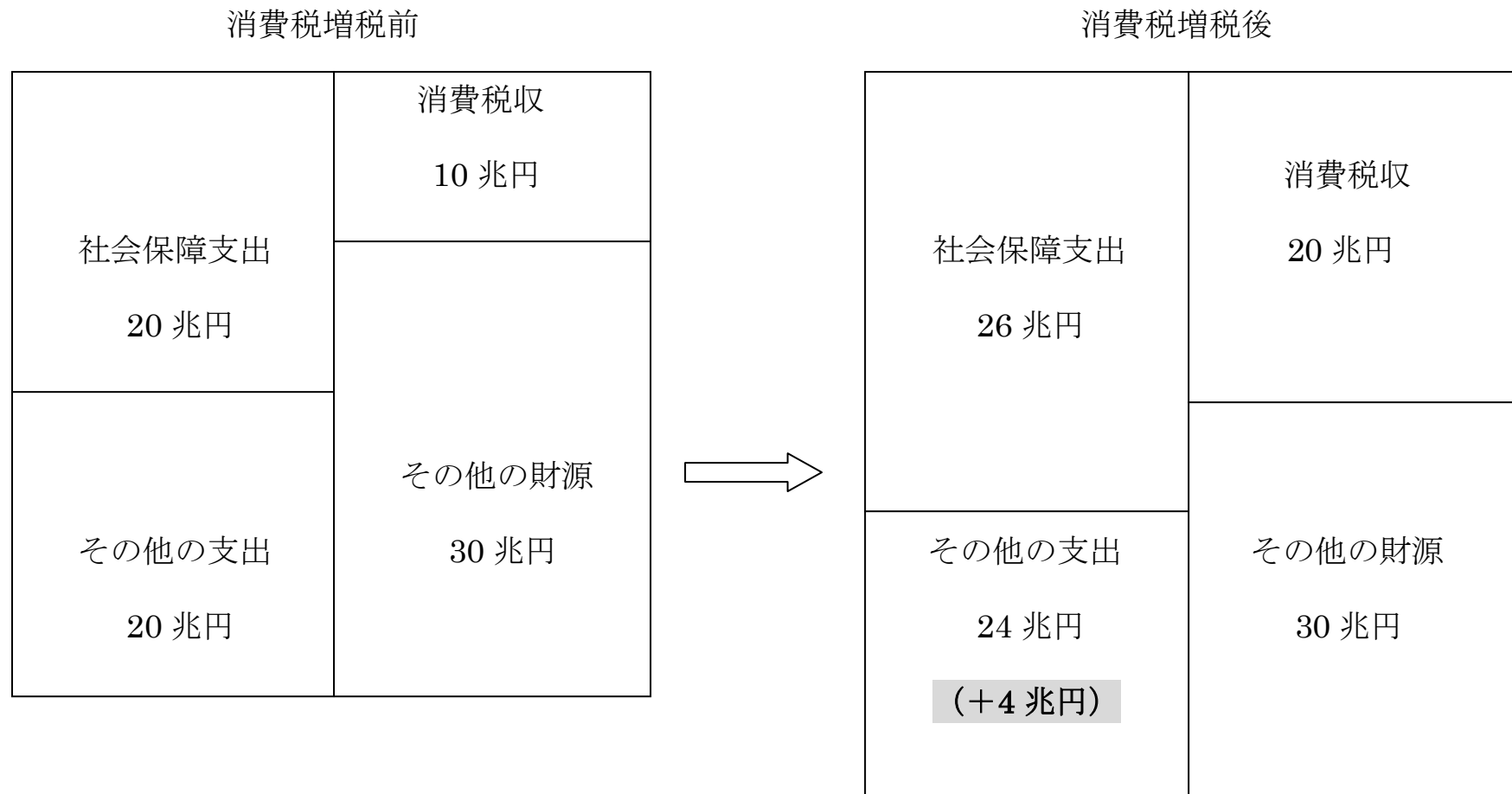
醍醐 聰

(東京大学名誉教授)

参議院：社会保障と税の一体改革に関する特別委員会
中央公聴会

I. 附則第 18 条 2 項の解釈

概念図



*附則第 18 条の 2 の解釈

「税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で・・・」

- ・「税制の抜本的な改革」の意味

 - 閣法第 72 号による消費税法の改正を指す。

- ・「財政による機動的対応が可能となる」

 - 消費税増税によって財政的に余裕が生じる、という意味と解される。

*附則第 18 条 2 と、消費税増税分はすべて社会保障経費に充てるという政府見解は両立するか？

【ケース I】 消費税増税分（ここでは 10 兆円）をすべて社会保障経費に充てた場合

増税後の社会保障経費 < 増税後の消費税収、であれば、消費税増税分は他の用途

(以下、「戦略的経費」と呼ぶ) に充てることが可能になる。しかし、この仮定は、

①消費税増税後に社会保障給付を抑制し、経費を削減すれば、増税後の社会保障経費 < 増税後の消費税収、という関係が成り立つ。

- ②しかし、それなら、増税後の消費税収 \leq 増税後の社会保障費経費となるよう、増税額を圧縮しておくのが道理
- ③それをしないで、消費税増税分の一部に余裕ができたとして、社会保障経費以外の経費に充てるのでは、「消費税増税分はすべて社会保障経費に充てる」（＝社会保障の安定財源の確保等を図るため）という法案の趣旨とも政府見解とも相容れず、国民にまやかしの説明をしたことになる。

【ケースⅡ】 消費税増税分（ここでは 10 兆円）はすべて社会保障経費に充てるが、その充当額を社会保障経費の伸び以内にとどめる場合

例えば、増税額（10 兆円） $<$ 社会保障経費の伸び（6 兆円）の場合、

- ①増減後の財源と使途のストック・ベースの対応で見ると、「消費税はすべて社会保障経費に充てた」形になるが、増税によるキャッシュ・フローの使途でいうと、「消費税増税額 10 兆円のうち、4 兆円は社会保障経費以外の経費に充てる」ことになる。2 ページの概念図はこのケースを想定したもの

消費税増税分（10兆円）の使途：

6兆円 → 社会保障経費に充当

4兆円 → その他の経費（附則第18条2に列挙された戦略的経費？）に充当

②そうすると、この場合も、「消費税増税分はすべて社会保障経費に充てる」という政府見解と相容れず、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革」という法案の題目それ自体とも相容れない。

【ケースⅢ】 消費税増税とは別に、新規の財源（国債増発など）を調達し、それを附則第18条2の「戦略的経費」に充てる場合

①この場合は、「消費税増税分はすべて社会保障経費に充てる」という政府見解と附則第18条2が齟齬を来すことはない。

②しかし、消費税増税とは無関係の財源を調達することによって、「財政による機動的対応が可能になる」というのであれば、そうした文言を消費税改革法案の附則に盛り込むのは法案の文言として失当である。このように国語的にも瑕疵のある

附則を含んだ法案だとすれば、当該附則を削除するか、法案提出者に差し戻して、文言の是正を要求するのが責任ある国会審議である。

- ③仮に、本法案とは別に、附則第 18 条 2 に記載された「戦略的経費」に充てるために国債を増発することを予定しているのであれば、国債等の長期債務残高の累増を根拠に「財政再建待ったなし」を大義名分にして消費税増税を訴えた政府の言動に背反するものであり、国民に対する信義にもとる行為である。

Ⅱ. 税の正義に背く消費税増税

* 税の正義とは：

税の財源調達機能に配慮しながら、応能原則にもとづいて税の所得再分配機能を確保すること

(1) 3 党協議を経て所得税、相続税の改正に係る規定が全て削除された。

・「消費税法等の一部を改正する等の法律」→「消費税法の一部を改正する等の法律」

・ 所得税改正事項の削除

原法案でも微改正に過ぎなかった事項（課税所得 5,000 万円超の税率を 40% から 45%への引き上げ）さえも 3 党協議を経て削除された。

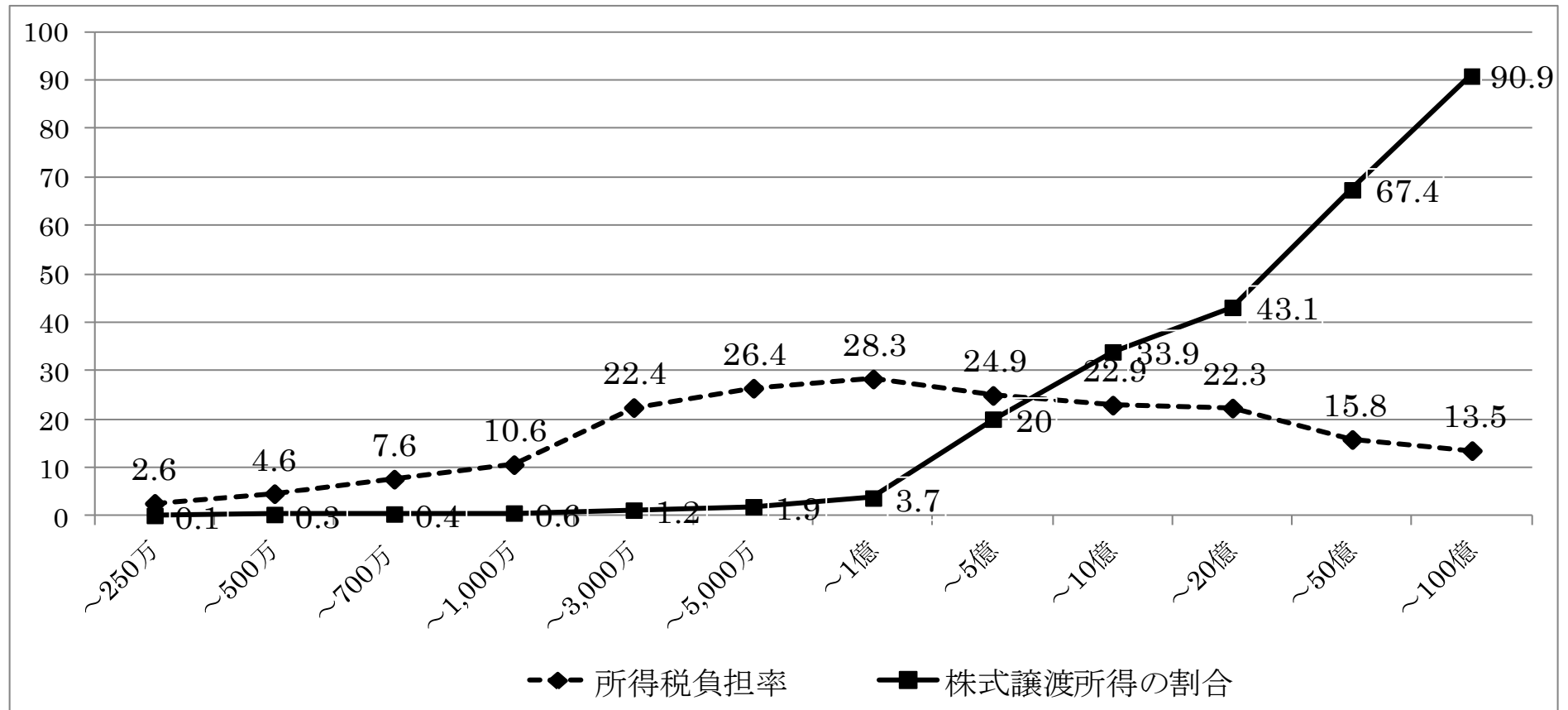
・ 相続税改正事項の削除

①基礎控除の引下げ（5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数 → 5,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数）規定の削除

②税率構造の見直し規定（最高税率を 50% → 55%へ引上げ）の削除

(2) 課税の現状

申告納税者の所得税負担率と株式譲渡所得の割合



財務省「参考資料（所得税）」平成23年12月20日、第5回社会保障・税一体改革作業チーム資料より作成

相続税の合計課税価格階級別の課税状況等（平成21年分）

合計課税価格 階級区分	件数		納付税額		平均 課税価格 (a)	平均 納付税額 (b)	負担割合 (b) / (a)
	件数	累積割合	税額	累積割合			
～1億円	10,750	23.1%	131億円	1.1%	8,383万円	122万円	1.5%
～2億円	21,783	70.1	1,263	12.0	13,926	580	4.2
～3億円	6,601	84.3	1,346	23.6	24,127	2,039	8.5
～5億円	4,280	93.5	2,175	42.3	37,916	5,082	13.4
～7億円	1,369	96.4	1,375	54.1	58,469	10,045	17.2
～10億円	842	98.2	1,454	66.7	82,838	17,268	20.8
～20億円	639	99.6	2,079	84.6	134,401	32,538	24.2
～100億円	168	100.0	1,424	96.8	293,220	84,788	28.9
100億円超	6	100.0	369	100.0	1,796,017	615,750	34.3
合計	46,438		11,618		21,765	2,502	11.5

『国税庁統計年報書』より

- * 合計所得が 1 億円を超える段階から、合計所得に対する所得税負担率が逡減している。その主な理由は、高額所得層において、低率分離課税扱いされている株式譲渡所得の占める比重が高いことにある。
- * 相続税の平均課税価格（2 億 1,765 万円）は所得税に比準すると 40% の最高税率が適用される水準であるが、実際の平均負担割合（平均納付額／平均課税価格）は 11.5% にとどまっている。また、100 億円超の課税価格の納税者の場合でも、負担割合は 34.3% にとどまり、法定最高税率よりも約 16 ポイントも低い。その主な理由は、基礎控除が他の所得種類における各種控除と比べて突出して多いことにある。

（3）政府の公式見解

「我が国の所得税については、中堅所得層の負担累増感を解消する等の観点から、昭和 60 年代以降、税率構造の大幅な累進緩和を実施してきた。他方で、近年の給与所得者の所得構造の実態を見ると、平成 9 年以降、構造変化が認められる。す

なわち、平均的な所得水準が下落するとともに、その分布についても全体として下方へシフトしている。こうした中で、特に高い所得階層の割合は近年むしろ高まっており、格差が拡大する傾向がみられる。このような所得構造が変化する一方で、税率構造の累進性が低下したままであることにより、所得税による所得再分配機能は近年、低下している。今後、消費税率の引上げにより、税制全体としての累進性がさらに低下することも踏まえれば、所得税については、高い所得層に負担を求めるなど所得再分配機能の回復を図る改革を進める必要がある。」

（「社会保障・税一体改革大綱」（2012年2月17日、閣議決定））

*3 党合意を経た消費税改正法案修正案（閣法第72号）は、こうした閣議決定を全面的に反故にし、資産課税の所得再分配機能はもとより、財源調達機能も劣化させるもの。これほど不条理な法案を採決することは、税の正義に反すると同時に、わが国の税制に一層深刻な歪みをもたらす。

【下線部分に関する注】「所得税は景気の変動に弱い」という言説について

所得税収の減少（▲13.2兆円）：

1991年度（ピーク時）26.7兆円 → 2011年度当初予算13.5兆円

要因：

①1995年の税制改革による制度減税（累進性の緩和、人的控除・給与所得控除の引上げ）	2.4兆円
②1999年の税制改革による最高税率の引き下げによる制度減税	0.3兆円
③所得税から住民税への税源移譲による制度的減収（2007年から）	3.0兆円
合計	5.7兆円

（減収額合計の43.2%）

*この5.7兆円は消費税の10%への増税によって見込まれる粗税収（13.5兆円）の42%、正味の増収（10.2兆円＝13.5兆円－0.8兆円－2.5兆円）の56%にあたる。

結論：

この間の所得税の税収減の43%は制度減税によりもので、景気の影響ではない。

Ⅲ. 転嫁（「損税」）の問題を放置した消費税増税の不条理

1. 転嫁の実態～今後、消費税率が引き上げられた場合に、販売価格に転嫁できるか～

売上高	ほとんど転嫁できないと思う	仕入段階の消費税の半分程度しか転嫁できないと思う	すべてを転嫁できると思う
1億円超	164社 (20.7%)	79社 (10.0%)	408社 (51.6%)
5,000万～1億円	142社 (25.5%)	47社 (8.4%)	244社 (43.8%)
3,000～5,000万円	167社 (25.0%)	102社 (15.3%)	232社 (34.7%)
2,000～3,000万円	163社 (26.2%)	103社 (16.6%)	220社 (35.4%)
1,000～2,000万円	340社 (40.7%)	168社 (20.1%)	332社 (39.7%)
500～1,000万円	703社 (45.7%)	196社 (12.7%)	377社 (24.5%)
500万円以下	385社 (55.1%)	78社 (11.2%)	142社 (20.3%)

日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会・全国商店街振興組合連合会の2011年実態調査より作成

2. 転嫁できない消費に関する課税の現状

* 50,000 円で仕入れた製品を税抜き価格 60,000 円で販売したと仮定

(仕入段階で負担した消費税 : $50,000 \text{ 円} \times 0.05 = 2,500 \text{ 円}$)

* 税務上の取り扱い

60,000 円を税込み価格、それを 1.05 で割り戻した 57,143 円を税抜き価格とみなされ、それに 0.05 を乗じた 2,857 円を消費者から「預かった」消費税額とみなされる。

納税すべき消費税額 = $2,857 \text{ 円} - 2,500 \text{ 円} = 357 \text{ 円}$ (自腹を切る「損税」)

* 担税力 (「預かった」消費税) のない者へのいわれのない課税

3. 適正な転嫁に向けた政府の対策

* 「独占禁止法・下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずる旨の規定を追加する。」(三党合意)

(1) 小売段階での消費者への転嫁の場合

「消費税法が事業者から消費者にその税金の適正な転嫁がなされることを予定し

ているということはできるが、同法が消費者に事業者に対する消費税の支払義務を課したものと、若しくは事業者が消費者に対する私法上の請求権として転嫁請求権を認めたものとまで解することが出来ない。」（大阪地裁、平成2年8月3日判決）

「経済的、実質的にみて事業者が納税義務を負う消費税の負担が、その消費税相当分が商品の販売価格に上乗せされるという形で、その商品を購入する消費者に転嫁されることが予定されている（税制改革法11条）に過ぎない。」（東京地裁、平成4年3月24日判決）

- * 消費税は経済実態としては販売価格要素の一部に過ぎず、事業者の価格決定に行政が介入して税率通りの消費税を上乗せすべきとかどうか言える問題ではない。
- * デフレ経済下では、顧客離れを恐れて事業者が消費税増税分を転嫁したくてもできないのが実情

(2) 下請企業から親企業への転嫁の場合

* 「下請代金支払遅延防止法」の運用で対処

* 公正取引委員会「消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う転嫁・表示に関する独占禁止法及び関係法令の考え方」(1996年12月25日)

下請法に違反する行為の未然防止に向けた公取の取り組み

① 下請法に関する講習会・説明会 (2010年度には47都道府県58会場で実施)

② 下請法に関する窓口相談、移動相談の実施

③ 親事業者に対する法遵守のための年末要請 (同上、35,000名宛てに要請)

④ 「優越的地位の濫用に関する独禁法の考え方」の策定・公表

⑤ 優越的地位の濫用に関する実態調査 (小売・納入業者に対する書面調査)

→ どれも実効性を期待できない啓蒙・啓発活動

* 経産省／中小企業庁の対業界行政

① 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン ベストプラクティス集」

- ・「望ましい企業間取引事例を示し、両者の“win-win”の関係づくりをめざす。」
- ・「苦しいときこそ、それをともに乗り切る共存共栄のための運命共同体との認識を持つ。」
- ・「コスト増加分をきちんと転嫁できるしくみは重要だが、国際競争のなかでただ転嫁するのではなく、下請事業者と親事業者が改善提案を共有し、コストを低減できるような生産性向上を図り、その成果をシェアするような関係を構築し・・・」

②「自動車産業適正取引ガイドライン」（2007年策定）

- ・買ったたきといわれる紛争行為は「往々にして成果の分配などをめぐる当事者同士のあいだの意見の食い違い」
- ・「認識の格差を埋めるための相互協議」→ 「双方納得感のある結論」

*法の目的から逸脱した業界行政

- ・（目的） **第1条** この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事

業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

- ・ 親事業者と下請事業者は対等の交渉力を持つパートナーではない。
- ・ 実態は消費税引上げ分だけの買ったたきであっても、双方の合意により、消費税引上げ分と同額だけ原価低減が達成された、と申し立てたら、それでおしまいになる。
 - 産業振興を担う経産省が、その外局の中小企業庁を通じて独禁法を補完する下請法を担うのは利益相反
 - 公正な下請取引の監視・指導は公取委に一元化すべき

<以下は、時間の制約上、今日の意見陳述では省かせていただきます。
質疑におきまして、取り上げていただけましたら、ご説明いたします。>

意見要旨

①本来の一体改革とは真逆の「一体改悪」

* 本来の一体改革：

雇用と社会保障の拡充を通じて民富を涵養し、国の税収に結び付けること

* 今般の「一体改革」：

民富を縮小させつつ、国富を増やそうとする、無理筋の増税策

～民富まずして、国富まず～

②そもそも論を棚上げにしたままの消費税増税

* 増収というとなぜ、即、増税なのか？

→ 税外財源の拡充がどれほど追求されたのか？

* 増税というとなぜ、消費税増税オンリーなのか？

→ 所得税の累進機能の復元、相続税の課税の適正化の回復はすべて先送り

不安定雇用を放置したままの増税

1. パート労働者の雇用環境

* 非正規労働者の推移（総務省『労働力調査』）

1985年 655万人（全体の16.4%）

2011年 1,733万人（同35.2%）うち、女性 1,188万人（同54.7%）

男性の非正規の43.6%は家計の主たる稼ぎ手

（厚労省『平成18年パートタイム労働者総合実態調査』）

* 非正規労働者の年収（前掲『労働力調査』。括弧内は下位からの累計）

		～100万円	100～199万円	200～299万円
男	正 規	1.3%	5.8% (7.1%)	15.2% (22.3%)
	非正規	27.8%	30.3% (58.1%)	21.6% (79.7%)
女	正 規	5.5%	19.3% (24.8%)	28.5% (53.3%)
	非正規	47.8%	37.8% (85.6%)	10.4% (96.0%)

* 10%に引き上げられた場合の消費税負担率（対年収比）

2人以上の世帯：年収 200 万円以下 7.5%（11.9 万円）

単身世帯：年収 100 万円以下 11.6%（8.5 万円）

（総務省『家計調査』2010年より計算。醍醐聰『消費増税の大罪』61～62頁）

* 正社員転換措置の実施割合（『労働力調査』2011年12月末現在）

従業員 100～299 人の事業所 60.5% 1,000 人以上の事業所 47.0%

* 非正規労働者の厚生年金加入

政府の当初目標（安心 3 本柱） 370 万人

厚生年金保険法改正法案段階（2012年4月国会提出） 45 万人

3 党合意後 25 万人

標準報酬月額の下限の引上げ 5.4 万円 → 7.8 万円 → 8.8 万円

* 総人件費に占める社会保険料拠出額の割合

日本の事業主負担率の絶対水準でも被用者負担率との対比でも、高くはない。

	事業主負担	被用者負担
ドイツ	16.5%	17.4%
フランス	29.7%	9.6%
イギリス	9.9%	8.5%
スウェーデン	23.9%	5.3%
アメリカ	8.7%	5.2%
日本	12.4%	11.7%

OECD, News Release, 2012.4.25、より作成

2. 高齢者の継続雇用

* 高齢者雇用確保措置（「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第9条）

93.1%の企業が勤務延長制度または再雇用制度を採用

希望者全員を適用対象にしている企業

勤務延長制度の場合 52.3% 再雇用制度の場合 41.1%

その他は事業主が定めた基準に適合する者全員→ 企業による選別の余地

* 労働保険特別会計／雇用勘定／高齢者等雇用安定・促進費の不用額

2008年度 71億円(9.0%) 2009年度 1,002億円(55.4%) 2010年度 263億円(20.7%)

* 改正案 8月2日 衆議院本会議可決

「事業主が定めた基準に適合する者」の規定を削除

適用時期：平成37年3月31日までは従来の措置を有効とする。

→ 12年先へ適用を延期できるのでは目下の高齢者の厳しい雇用環境の改善に対して実効性を持たない。

3. 「肩車型」社会論のまやかし

* 現在：「騎馬戦型」 2.6人の現役が1人の高齢者を支える社会 ($1/2.6=0.38$)

* 2060年：「肩車型」 1.2人の現役が1人の高齢者を支える社会 ($1/1.2=0.83$)

→ このままでは現役の負担は約 **2.2倍** ($0.83/0.38$) になる？

* この場合の扶養比率の算定式： 老年人口／生産年齢人口

①分子の誤り：扶養される人口＝全人口（年少人口＋生産年齢人口＋老年人口）

これで再計算すると、現在 1：1.69 2060年 1：2.13

社会的扶養比率の変化 $2.13 / 1.69 \div 1.26$

②分母の誤り：扶養する人口には労働力率を加味すべき

60歳前後の男性／40～50歳代の女性の労働力率の上昇予測

これで再計算すると、現在 1：1.88 2050年 1：2.05

社会的扶養比率の変化 $2.05 / 1.88 \div 1.09$

*そもそも論：就業率、各人の扶養能力を示す所得を度外視して自然年齢で扶養する者とされる者を輪切りにしても実態を表さない。

*下線部分こそ、国の雇用政策の課題であり、政治のミッションである。

*政治が担うべき課題を棚上げして、政府自らが悲観的将来像を喧伝する意図は？

*現役世代の負担を誇張し、将来世代につけを回さないとの理由で「消費増税待ったなし」と迫るのは、「丁寧な説明」ではなく、まやかしの強迫的説明であり、社会保障の世代間「共助」の理念に政府自らが水をさす、さもしい喧伝である。

4. 社会保障を置き去りにした消費税増税は許されない

* 社会保障制度改革推進法案要綱 二 基本的な考え方

「1. 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」

「2. 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること」

* 衆議院一体改革特別委員会（2012年6月11日）における質疑

「**金子一義議員**：・・・ずっと私はここに座っておりまして、社会保障と税の一体改革というんですけれども、どうも社会保障改革のところの議論が空回りしちゃっている。何が残ってくるかという、結局、消費税の増税という増税法案になってしまわないかという意識がどうしても否めないんです。・・・」

「**野田内閣総理大臣**：・・・私は、自助という精神は大事だと思います。だけれ

ども、自助を実現する環境が今あるのかどうか。残念ながら、正規よりも非正規の雇用がある中で、そこで家庭を持って、結婚したいという、自助の気持ちでこれまでは行われてきたことが実現できない環境が一方であります。

あるいは、先ほど副総理もお答えになっていましたが、核家族が進んでまいりました。子供はお母さんが育てる、基本だとおっしゃいます。そうでしょう。だけれども、その相談相手も今いない中で、自助の基盤が崩れているところをどうやって立て直すかということ、それができなかったことが少子化に歯止めがきかなかったんじゃないでしょうか。

そのことも真摯に反省をしながら、自助と共助、公助の組み合わせは大事だと思いますが、むしろ自助の実現ができるような環境整備、基盤整備をするという視点が大事ではないかと思います。」

- 社会保障制度改革推進法案は野田首相の懸念を黙殺する「社会保障抑制法案」
- 社会保障を「空回り」させたまま消費税増税を採決するのは「一体改革」に逆行する、国民の期待への背信行為

消費税増税に代わる財源の提言（私見）

1. 所得税の累進性の復元による増収

2.0 兆円

説明：

- ①税率の引上げ おおむね消費税創設時に戻す。ただし、課税所得 500～700 万円（年収ベースでは 675～1,000 万円）まで遡り、順次、各ブラケットにつき、20%→25%、23%→35%、33%→45%、40%→55%、60%、70% へ引き上げる。
- ②現在、低率で分離課税扱いされている金融所得等もすべて総合課税とする。

2. 法人税の 5%減税の中止

1.2 兆円

説明：

- ①経済界が減税要求の根拠とする、税率の差による法人活動の海外移転は根拠が乏しく、減税による雇用の拡大等の効果も

立証されていない。

3. 特別会計の積立金・決算剰余金の活用

8.0 兆円

説明：

①2010 年度末現在の特別会計全体の積立金合計 182 兆円のうち、年金給付の財源として留保すべき 128 兆円を除いた 54 兆円のうちの 40 兆円と、2010 年度の特別会計の決算剰余金合計のうち、翌年度に繰り越された歳出および支払備金として、翌年度の歳入に繰り入れをする必要がある額を除く 20 兆円を合わせた 60 兆円を国債の繰上げ償還に充当。それによって、軽減される翌年度以降の国債の利払費相当の財源

1.0 兆円

②現在の予算規模を前提して、活用可能な特別会計の恒常的不用額（過去 5 ヶ年の最低額）

7.0 兆円

4. 医薬品メーカーに異常な高利益をもたらしている薬価の 2 割引下げ

0.9 兆円

説明：

- ①日本の相対薬価（2011年現在）は対アメリカ 1.14 倍、対ドイツ 1.49 倍、対フランス 2.65 倍、対イギリス 2.66 倍と極めて高い水準にある（後掲、全国保険医団体連合会「日本の薬価プロジェクト 2011」の公表資料による）。
- ②わが国医薬品メーカーの売上高営業利益率（2004～2010年度平均）は 14.9%で、製造業平均（3.7%）を大きく超える異常に高い水準にある。その大半の要因は異常に低い売上高原価率（2010年度決算でいうと、全製造業平均が 83.2%であるのに対して、医薬品製造業平均は 45.9%、武田薬品工業は 22.4%）にある。
- ③このことは、現在の公定薬価を例えば 2 割引き下げても、たとえば、武田薬品工業だけで、2010年度分で約 983 億円の薬剤費の削減が可能になる。それでも、同社の 2010 年度の売上高営業利益は 2,513 億円、営業利益率は 19.3%で、資本金 100 億円以上の製造業企業の平均売上高利益率 1.7%を大きく超える。

④全国保険医団体連合会「日本の薬価プロジェクト 2011」が 2011 年 3 月に公表した試算によると、後発品のない先発医薬品の価格を 2 割下げることによって、0.9 兆円の財源が生まれる。

合 計

12.1 兆円

むすび

以上、述べて来た種々の理由により、「消費税法の一部を改正する等の法律案」修正案は、多くの重大な瑕疵と不条理を含んでおり、本参議院で採決するには到底審議が尽くされていない。

よって、私は、本法案（修正案）を廃案とし、先送りされた所得税、相続税ほか資産課税の抜本的な見直しを、国の税源を涵養するという意味ももつ社会保障と雇用環境の抜本的な改革と併せ、改めて、集中的精力的に審議されるよう、強く要望する。